

平成26年度からの 「世代をつなぐ農村まるごと 保全向上対策」の概要



(滋賀県 農政水産部 農村振興課)

平成26年度からの「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の概要

地域共同で行う地域資源（農地、水路、農道など）の基礎的な保全活動や、質的向上を図る活動を支援。

農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持などの地域資源の基礎的な保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全資源管理構想の作成など



水路法面の草刈り



ため池の草刈り



水路の泥上げ



体制の拡充、構想作成

資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成する活動組織

【対象活動】

○地域資源の質的向上を図る共同活動

標準型：「水路、農道、ため池の簡単な補修」「生きものや排水の調査」などを行います。

環境保全型：標準型にプラスして「排水の浄化」「用水の節水」などを行います。

○施設の長寿命化のための活動



水路の補修



排水の透視度調査



水質浄化池の泥上げ



魚道の設置

支援単価（単位：円/10a）

	農地維持支払	資源向上支払		資源向上支払
		標準型	環境保全型	長寿命化
田	2,200	1,300	1,800	4,400
畑	1,500	800	1,080	2,000
草地	180	120	180	400

I 新・旧制度の対比概要

(単価表の単位：円/10a)

平成24年度～平成25年度 国施策名：農地・水保全管理支払交付金

共同活動支援交付金

- 農地、水路等の資源の日常の管理と、農村環境の保全のための活動

	標準型	水質保全型
田	2,400	3,300
畑	1,500	2,100
草地	200	300

向上活動支援交付金

○ 高度な農地・水の保全活動

- 地域環境の保全に資する高度な保全活動

	単価
田	500～2,000
畑	500～1,500

○ 施設の長寿命化のための活動

- 農地周りの施設の長寿命化のための補修・更新など

	単価
田	4,400
畑	2,000
草地	400

○ 農地・水・環境保全組織の取組

- 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織
- 地域資源保全プランの策定：50万円/組織

平成26年度から 国施策名：多面的機能支払交付金

農地維持支払交付金

- 農地、水路、農道などの地域資源の**基礎**的保全活動
〔農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など〕
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源保全管理構想の作成など

	単価
田	2,200
畑	1,500
草地	180



○ 地域資源の質的向上を図る**共同**活動

- 標準型
水路、農道などの簡単な補修、農村環境保全活動
- 環境保全型
標準型＋公共用水域の水質保全活動

	標準型	環境保全型
田	1,300	1,800
畑	800	1,080
草地	120	180

※高度な農地・水の保全活動のH25までの採択組織は、従前と同様に支援



資源向上支払交付金

★一緒に取り組んでください★

右表は「農地維持支払」と「地域資源の質的向上を図る共同活動」に取り組む場合です。
(農地維持支払だけでも取り組み可能です。)

	標準型	環境保全型
田	3,500	4,000
畑	2,300	2,580
草地	300	360

○ 施設の長寿命化のための活動

- 現行制度と同じ**
- 農地周りの施設の長寿命化のための補修・更新など

	単価
田	4,400
畑	2,000
草地	400

○ 農地・水・環境保全組織の取組

- 現行制度と同じ**
- 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織
 - 地域資源保全プランの策定：50万円/組織

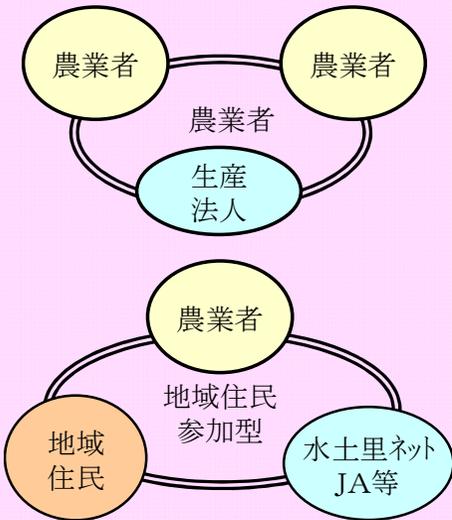
Ⅱ 農地維持支払

1. 交付対象組織・対象活動

○ 交付対象組織

○ 農業者のみで構成される組織
または
農業者およびその他の者（地域住民、団体など）で構成される組織

○ 資源向上支払と同組織での取組が可能（農地・水保全管理支払と同様の組織で取り組むことが可能）



○ 対象活動

① 地域資源の基礎的保全活動

点検・計画策定



施設点検

年度活動計画の策定

実践活動



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

研修



組織運営に関する研修



ため池の草刈り



農道の路面維持

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ・ 構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ・ 地域資源保全管理構想の作成 など

※農地、水路、農道などが適切に保全管理されなかった場合は、返還が必要です。

2. 農地維持支払の活動項目

①地域資源の基礎的保全活動

1. 毎年の活動

- (1) 点検
 - a) 遊休農地等の発生状況の把握 **【必須】**
 - b) 水路、農道、ため池の点検 **【必須】**
- (2) 年度活動計画の作成
- (3) 実践活動
 - 1) 農用地
 - a) 遊休農地発生防止のための保全管理 **【必須】**
 - b) 畦畔・農用地斜面などの草刈り **【必須】**
 - c) 異常気象後の見回り、応急措置 **【必須】**

※鳥獣害防護柵の補修は出来ます。
 - 2) 水路
 - a) 水路の草刈り **【必須】**
 - b) 水路の泥上げ **【必須】**
 - c) 異常気象後の見回り、応急措置 **【必須】**

※かんがい期前のポンプなどの注油やゲートなどの塗装なども出来ます。
 - 3) 農道
 - a) 路肩・斜面の草刈り **【必須】**
 - b) 側溝の泥上げ **【必須】**
 - c) 異常気象後の見回り、応急措置 **【必須】**

※砂利まき、簡単な舗装の補修なども出来ます。
 - 4) ため池
 - a) ため池の草刈り **【必須】**
 - b) 異常気象後の見回り、応急措置 **【必須】**

※ため池の泥上げなども出来ます。

2. 協定期間内に最低1回（2回以上でも可）

○書類作成、申請手続きや組織の運営に関する研修の受講。

2. 農地維持支払の活動項目

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動 **【必須】**

【目的】

農地集積の加速化や高齢化等の農村の構造変化が進展する中、担い手を含め地域内の協力・役割分担に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を推進する。

【活動内容】

- ①活動計画書に以下の内容を位置づけ
 - ・構造変化に対応した保全管理の目標
 - ・地域ぐるみで取り組む保全管理の内容
 - ・取組方向
- ②以下の項目の中から1以上選択して活動
 - ・農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
 - ・農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
 - ・不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
 - ・地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・交流会等
 - ・地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
 - ・有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
 - ・その他（地域の実情に応じた活動）
- ③活動の実施を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿を描いた「地域資源保全管理構想」を策定
- ④取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、達成状況等を市町が点検・評価

地域資源保全管理構想とは……

地域資源保全管理構想は、地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図っていく仕組みとして作成するもの。

地域資源の適切な保全管理に向けた活動の実践を通じて、目指すべき保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活動や方策を活動期間中（5カ年）にとりまとめる。

【記載項目】

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- ・対象とする農用地や施設の範囲、数量、位置を記載

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- ・対象とする活動の範囲、内容について記載

3. 地域の共同活動の実施体制

- ・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載
 - （1）組織の構成員、意思決定方法
 - （2）構成員の役割分担

4. 地域農業の担い手農家の育成・確保

- ・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載
 - （1）担い手農家の育成・確保
 - （2）農地の利用集積

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

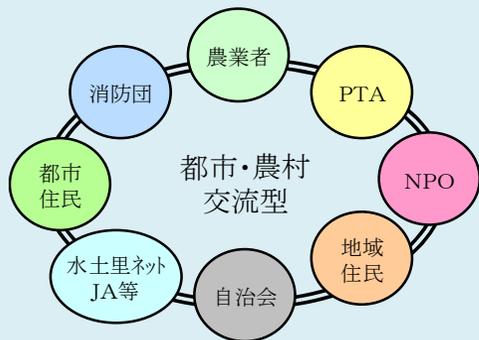
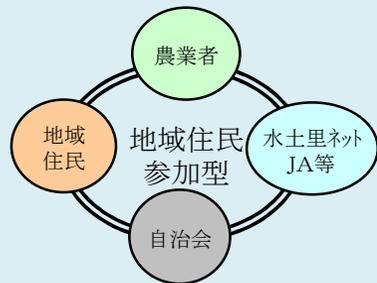
- ・作成後5年程度を見通し、（1）今後の課題、（2）目指すべき姿、（3）取り組むべき活動・方策を記載

Ⅲ 資源向上支払

1. 交付対象組織・対象活動

○ 交付対象組織

- 地域住民を含む組織
- 農地・水保全管理支払と同様の組織（農地・水環境保全組織を含む）で取組が可能



○ 対象活動

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

① 施設の軽微な補修

機能診断



施設の機能診断

実践活動



水路のひび割れ補修

② 農村環境保全活動

啓発・普及



生き物調査による啓発

実践活動



植栽活動

(2) 施設の長寿命化のための活動

用水路の布設替え



※不適切な活動があった場合は返還が必要です。

2. 資源向上支払の活動項目

(1) 「地域資源の質的向上を図る共同活動」の活動項目 (1/2)

①施設の軽微な補修

1. 毎年の活動

- (1) 機能診断 農用地、水路、農道、ため池の機能診断 **【必須】**
- (2) 年度活動計画の作成 **【必須】**
- (3) 実践活動
 - 1) 農用地
 - a) 畦畔・農用地斜面の補修、畦畔の再構築 **【必要に応じ実施】**
 - b) 暗渠排水管の清掃、鳥獣害防護柵の補修・設置 **【必要に応じ実施】** など
 - 2) 水路
 - a) 水路畦畔の再構築 **【必要に応じ実施】**
 - b) 目地詰め、沈下補修、破損部の補修 **【必要に応じ実施】** など
 - 3) 農道
 - a) 路肩・斜面の補修 **【必要に応じ実施】**
 - b) 側溝の目地詰め **【必要に応じ実施】** など
 - 4) ため池
 - a) 堤体遮水シートの補修、侵食の早期補修 **【必要に応じ実施】**
 - b) コンクリート構造物の目地詰め **【必要に応じ実施】** など

2. 協定期間内に最低1回（2回以上でも可）

○自主的な機能診断や簡単な補修などに関する研修の受講

2. 資源向上支払の活動項目

(1) 「地域資源の質的向上を図る共同活動」の活動項目 (2/2)

②農村環境保全活動

毎年の活動

(1) 年度活動計画の作成 **【必須】**

(2) 啓発・普及

○広報活動、啓発活動 **【必須：2つから選択して実施】**

- a) 地域住民との交流活動
- b) 学校、行政機関との連携

(3) 実践活動

1) 生態系保全 **【必須：7つから選択して実施】**

- a) 生物の生息状況の把握
- b) 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理
- c) 水田を活用した生息環境の提供
- d) 生物の生活史を考慮した適正管理
- e) 放流・植栽を通じた在来生物の育成
- f) 外来種の駆除
- g) 希少種の監視

2) 水質保全 **【2つとも必須、4～5月の代掻き・田植え期に実施】**

- a) 水田からの排水（濁水）管理
- b) 水質モニタリングの実施・記録管理

3) その他 **【自由選択】**

- a) 景観形成のための植栽
- b) 農業用水の地域用水としての利用など

資源向上支払の「標準型」と「環境保全型」について

■標準型

- ①水路、農道などの軽微な補修、②農村環境保全活動

■環境保全型

標準型＋公共用水域の水質保全活動（以下のア、イから選択）

- ア. 水質浄化池、浄化水路の維持管理活動、水質ろ過材の清掃
水生植物の刈取り、水質浄化池の草刈など
- イ. 水質保全のための節水管理（10%削減）
※継続地区のみ（平成28年度まで）



水質浄化池の浚渫



浄化型水路の適正管理
ごみ処理



節水対策

2. 資源向上支払の活動項目

(2) 「施設の長寿命化」の活動項目

○施設の長寿命化

毎年の活動

整備後30年以上が経過し、老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化のための補修・更新活動に対し、対象となる農振農用地面積に応じて支援。

(1) 水路整備

老朽化が進んだ水路(用水路を最優先)施設の補修・更新など



(2) 生物多様性保全水路整備

老朽化が進んだ排水路の補修・更新とあわせて行う生態系に配慮した施設整備

